



# 刑事事実認定 重要判決50選

植村立郎  
元判事

傘寿記念

〔第4版〕

■ 弁護士、元東京高等裁判所判事  
植村立郎 監修■ 高松高等裁判所長官  
遠藤邦彦千葉地方裁判所長  
安東 章 編集

定価 11,000円 (本体 10,000円 + 税10%) ■ A5判 ■ 広開本 ■ 992頁

ISBN978-4-8037-4501-6 C3032

本書のポイント

## 新規書き下ろし41講！現況を反映した全65講を厳選収録！

現在の実務や立法を踏まえ、窃盗症・司法面接・取調べ録音録画・保釈等の最新テーマを追加したほか、性犯罪・特殊詐欺・正当防衛等の判例をアップデート！裁判員裁判の知見も考察に反映。

## 刑事事実認定において注目すべき事実等が分かる！

第一線で活躍する裁判官等が、理論だけでなく実務的な視点から判例を検討し、事実認定上の重要な問題とともに、注目すべき事実・証拠は何か、それをどう評価するかをできるだけ分かりやすく解説。

## 実務家による刑事事実認定研究の不動の定番！

新機軸として、検察官・弁護士から2講、裁判官が応答する1講を収録。警察幹部、法曹関係者、司法修習生、法科大学院生は必携の一冊。

内容見本

58 取調べ録音録画の実質証拠としての利用

安東 章

○東京高判平30・8・3 東高刑時報69・1=12・56、判タ1456・75

## 事案の概要

被告人は、殺人、商標法違反及び鉄刃刀類所持等取扱法違反の各事案起訴され、このうち、殺人の公訴事実は、要旨、被告人は、平成17年12月21午後4時頃、滋賀県守山市内の山林西側林道において、被告者(7歳)に対し、殺意をもつて、その場、同所において、

というものである。(以下略)

第1審判は、争点を殺害す  
す、被告官相手の親類の証  
定証である(検討し、被告人  
えられるが、親類の事実のみ  
そして、被告人の自白を取  
された私闘・詐欺等の事案  
証拠として取り調べ、同調證  
の経過や殺害行為の態様、場  
所に用意をとし、情況証拠が  
被告人が被告者を殺害したこ  
との事実を認定し、区分審理

19 不同意性交等罪における「同意しない意思を形成し、表明し、全うすることが困難な状態」の有無

中川 稔子

○名古屋高判2・3・12高検速報集合2・517

## 7 窃盗症と責任能力・量刑

①東京高判令元・7・9 高検速報集合187

## 事案の概要

本件は、創設(万引き)による前例の執行猶予であった被告人はホーゼンにて「セイタード」セイタードを引きとしたという事案である。その現行状況は被告人が、好みのブランドの2種類のシャツを見つけ、自分の子供人に着せたいと思ったものの、所持金不足といふこと、つまり「2枚のシャツを買おう」というモチベーションによりならぬこと考へ、まずは、同じくの子供たちのシャツに合計2枚セイタードを落とし、バグにして売り場立ち去った後、再び通り場に戻って別の子供たちのシャツに合計2枚セイタードを落とし、バグに入れ、ホームセンターに出たといふものである。

前例は公判未開であるが、本件は(以「判決」という)によれば、量刑では、量刑の前例事実として被告人が窃盗症(クラフトニニア)に罹っているのがわかれ、精神科医(精神科)の認定が行われた。原因は被告人が認めたもの本件も本件も精神科に痴呆を呈出し、被告人の状態を認めたす

35 詐欺罪における故意——特殊詐欺の受け子

高橋 康明

○最判令元・9・27刑集73・4・47

## 事案の概要

1 本件は、2回にわたりて、被告人が、氏名不詳者から、荷物受取の依頼を受け、荷物の送り手が送付した現金を中の荷物を送付先のマンション(以下「アパートマンション」という)に設置された宅配ボックスから取り出して、その後、これを回収役に置いたといふ事案である。

18 性犯罪における「被害者供述の信頼性」

福島 直之

○東京高判2・12・21高検速報集合2・281

## 7 窃盗症と責任能力・量刑

①東京高判令元・7・9 高検速報集合187

## 事案の概要

本件は、創設(万引き)による前例の執行猶予であった被告人はホーゼンにて「セイタード」セイタードを引きとしたという事案である。その現行状況は被告人が、好みのブランドの2種類のシャツを見つけ、自分の子供人に着せたいと思ったものの、所持金不足といふこと、つまり「2枚のシャツを買おう」というモチベーションによりならぬこと考へ、まずは、同じくの子供たちのシャツに合計2枚セイタードを落とし、バグにして売り場立ち去った後、再び通り場に戻って別の子供たちのシャツに合計2枚セイタードを落とし、バグに入れ、ホームセンターに出たといふものである。

前例は公判未開であるが、本件は(以「判決」という)によれば、量刑では、量刑の前例事実として被告人が窃盗症(クラフトニニア)に罹っているのがわかれ、精神科医(精神科)の認定が行われた。原因は被告人が認めたもの本件も本件も精神科に痴呆を呈出し、被告人の状態を認めたす

56 覚醒剤事犯における「被疑者の留め置き」

辛島 明

○東京高判令2・9・29高検速報集合2・240

## 事案の概要

1 被告名は、警笛由申に不審を疑った被告人に路上で声を掛け、違法

物押出し、違法正面に拘り込まれ  
たことであった。前例公判会

が開催し、警察官はその嫌を深  
めさせたが、その後、逮捕の

され、被告人と共に近くの車庫にあ  
り、被告人が持つ品物を押収する際に応

状請求の手続に移るが、被告人は

警笛由申を立てるところが、警  
笛を鳴らし、違法正面に拘り込まれ  
ることでできなかった。被告人は、

物押出し、違法正面に拘り込まれ  
ることでできなかった。被告人は、

- 1 不真正不作為犯 江見健一  
 2 因果関係 西野吾一  
 3 正当防衛における「急迫性」 遠藤邦彦  
 4 自招侵害と正当防衛 三村三緒  
 5 過剰防衛、防衛の意思 加藤 陽  
 6 責任能力の判断——妄想の影響が問題となった事例 浅香竜太  
 7 窃盗症と責任能力・量刑 友重雅裕  
 8 行政犯の故意 向井香津子  
 9 租税は脱犯の故意 中島経太  
 10 危険運転致死傷罪における主観的要件 (アルコール、薬物摂取類型以外)——「人又は車の通行を妨害する目的」、「赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し」の各意義—— 島戸 純  
 11 危険運転致死傷罪 (アルコール・薬物摂取類型) 蛭原 意  
 12 不能犯 川田宏一  
 13 中止未遂 上岡哲生  
 14 支配型共謀の共同正犯 平城文啓  
 15 共同正犯と從犯の區別 小池健治  
 16 共謀関係の解消 佐々木一夫  
 17 罪数の評価 馬場嘉郎  
 18 性犯罪における「被害者供述の信用性」 福島直之  
 19 不同意性交等罪における「同意しない意思を形成し、表明し、全うすることが困難な状態」の有無 中川綾子  
 20 強制性交等罪における「被害者の同意」及びその誤信 中村光一  
 21 強制わいせつ罪における性的意図について 薄井真由子  
 22 贈収賄罪における「金品の授受」の有無 熊代雅音  
 23 贈収賄罪における「賄賂性」 駒田 秀和  
 24 殺意の認定 下津健司  
 25 暴行・傷害罪における「有形力 (物理力)」の有無・内容 坂口裕俊  
 26 暴行・傷害罪における「故意」の有無・内容 行方美和  
 27 保護責任者遺棄致死罪 ——客体・保護責任・不保護・故意・因果関係 平出喜一  
 28 業務上過失致死傷事犯における注意義務の前提となる事実 ——「予見可能性」 岩崎邦生  
 29 過失運転致死傷事犯における注意義務の前提となる事実 ——「回避可能性」 江口和伸  
 30 業務上過失致死傷事件における予見可能性 後藤有己  
 31 間接事実としての盗品の近接所持 平塚浩司  
 32 窃盗罪における「占有」の有無 吉井隆平  
 33 恐喝罪と強盗罪との区別 戸苅左近  
 34 電子計算機使用詐欺罪における「虚偽」性 井下田 英樹  
 35 詐欺罪における故意——特殊詐欺の受け子 高橋康明  
 36 すり替え窃盗における実行の着手時期 近道暁郎  
 37 詐欺罪における「人を欺く」行為 丹羽敏彦  
 38 背任罪における「图利加害目的」 品川しのぶ  
 39 盗品等有償取得罪における「盗品の知情」 河本雅也 高森宣裕  
 40 常習累犯窃盗罪 青沼 潔  
 41 痴漢及び盗撮の常習性 國井恒志  
 42 薬物事犯における「薬物の認識」 染谷武宣  
 43 薬物事犯における「使用の認識」 板津正道  
 44 薬物事犯における「営利目的」 佐伯恒治  
 45 薬物輸入罪における「薬物の知情性」 長瀬敬昭  
 46 道路交通法の法定速度違反 村越一浩  
 47 犯罪収益等に関する事実認定 近藤和久  
 48 DNA型鑑定 宮田祥次  
 49 前科証拠や類似事実による事実認定 大西直樹  
 50 「被告人」の自白の信用性 河畠 勇  
 51 「共犯者」の供述の信用性 足立 勉  
 52 「目撃者」の供述の信用性 渡部 市郎  
 53 被害者の供述の信用性 松田 道別  
 54 「年少者」の供述の信用性と司法面接 市原志都  
 55 先行手続の違法と証拠能力 増田 啓祐  
 56 覚醒剤事犯における「被疑者の留め置き」 辛島 明  
 57 防犯カメラ画像による認定 守下 実  
 58 取調べ録音録画の実質証拠としての利用 安東 章  
 59 控訴審における事実認定審査 榆井英夫  
 60 犯人性に関する総合認定 大野 洋  
 61 保釈における罪証隠滅と逃亡のおそれ 福家康史  
 62 再審請求 細谷泰暢  
 63 裁判官の事実認定に求めるもの ——検察官の立場から主に証拠採否について —— 入江淳子  
 64 事案の個別性 ——弁護人の立場から 宮村啓太  
 65 「検察官の立場から」、「弁護人の立場から」を受けて 遠藤邦彦  
 事項索引  
 判例索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

### 申込書

### \* 刑事事実認定重要判決50選 [第4版]

### 申込

部

ご所属名	府・道・県
署・隊・課	

貴社の個人情報の取扱いに同意の上、申し込みます。

ご担当者名 (TEL : )

### 備考欄

個人情報の取扱いについて 株式会社立花書房 個人情報管理者 総務部長  
 利用目的 お客様の個人情報は商品発送・サービス実施とご案内・お問合せへの回答に利用します。第三者提供 本人の同意がある場合又は法律に基づく場合を除き、第三者に提供しません。  
 委託 利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがございます。開示請求・問合せ窓口 本人からのお申出により、個人情報の利用目的の通知・開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止・提供記録の開示に対応します。弊社窓口 (info@tachibananashobo.co.jp)までご連絡ください。提供の任意性 個人情報のご提供は任意ですが、必要な項目を頂けない場合、お申込みをお受けできない場合がございます。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibananashobo.co.jp>